統計学はお嫌いですか? 一政策を『鳥の目』で評価する一

中央大学 名誉教授 細野 助博

1. はじめに

どこかの大統領がうそぶいた「単なる新型の 風邪」では収まらない、コロナ禍が世界中を覆 っています。中世の猛威を振るったペスト(黒 死病) や20世紀初頭のスペイン風邪が引き起こ したパンデミック同様、おそらく世界史的重大 事件でしょう。スペイン風邪は、第1次大戦の 敗戦国ドイツに過度な懲罰を課すことに反対し た第28代米国大統領W・ウイルソンの命を奪 い、次の大戦を引き起こす遠因にもなりました。 さて今回は、世界史的ベストセラー『聖書』 にある「初めに言葉(ロゴス)ありき」をもじ って、政策には「初めに証拠(データ)ありき として、データを活用しての政策評価をテーマ にしましょう。

2. 「中心市街地活性化政策」の流れ

かつて新自由主義(効率第一主義)を公共政 策に適用する政策論で、私も急先鋒の一人でし た。出店規制で中小店舗の保護を目的に1974年 に施行された「大規模小売店舗法」を即刻廃止 し、高コスト社会からグローバル競争に勝てる 日本型流通システム構築が必要だ、米国流のシ ョッピングセンター(以下SCとする。)を手段 としてインフレ基調からの脱却を狙うべきだと 主張しました。当時は強い「外圧」が米国から 吹いていました。一方的な貿易黒字を転換せよ、 米国流通業の参入規制を廃止せよ、内需を拡大 し日米間の貿易収支のアンバランスを是正せよ と日米構造協議(1998年)の場で米国の圧力は 相当なものでした。トランプ政権による対中国 バッシングと同様、とても感情的な光景が日米 間でも見られたのです。ちょうどブッシュ(父)

とクリントン両大統領の頃です。

彼らの外圧に抗しきれず、日本政府は2000年 に「大規模小売店舗法」を廃止しますが、政策 激変を少しでも緩和したいと、いわゆる「まち づくり三法」を1998年頃から準備します。その 大幹である「中心市街地活性化法」は1998年施 行です。ちょうどその頃米国で生活し、この国 のスプロール化放置のまちづくりに衝撃を受け て、私はかつての「効率一辺倒 | 路線から180 度転換しました。帰国後は「中心市街地活性化」 の重要性を訴え、まちの商店街を守る活動と研 究をすることにしました。モータリゼーション (車社会化) との進展と規制緩和で小売大企業 は、地価の安い郊外で大規模商業開発に乗り出 します。米国で実感したのは、まさしく中心市 街地の衰退と、車依存の生活パターンを助長す る郊外型ショッピングセンター (SC) の乱立 でした。

2001年から2008年まで年平均70店舗余りの SCが全国で「今がチャンス」とばかりに、そ れも大型化して新規出店します。ちょうど、 1980~1990年代の米国でも同じような光景が出 現しました。米国の場合、中心市街地は衰退し 犯罪の温床になり、担税力のある中堅層は郊外 へ脱出しました。当然郊外では例外なく車依存 生活を余儀なくされます。大学への往復の道で は毎回の様に大小の交通事故に遭遇していまし た。私の「変節」はこんな実体験からです。「超 高齢化社会 | がもうすぐやってくる日本ではど う考えても米国流の高リスクなまちづくりはだ めだと確信し、1998年帰国した直後、中心市街 地が廃れたために中心市街地活性化計画策定を 急ぐ郡山で講演したことを覚えています。

「中心市街地活性化法」は紆余曲折を経て、 2006年に「まちづくり三法」の大幅改正があり、 市区町村に計画策定を全面依存するのではな く、国(内閣総理大臣)の認定を受ける形に変 わりました。全国各地で豊富な補助金欲しさに 雨後の筍の様に計画が策定された反省からで す。しっかりした計画か、各種の補助金を使う ことでどれだけの効果を出したのか、順次フォ ローアップさせるというPDCAサイクルを基 本とする行政評価を義務付けることになりまし た。これまで野放しにしてきた地方の計画がと にかく市街地活性化補助金を目当てにした「絵 に描いた餅」同然だったからです。

他方、規制(立地場所や駐車場面積、農地転 用などのガイドライン)が緩くなったSCの新 規出店は、中心市街地の事情など二の次にして 業界内での出店競争に明け暮れます。結果とし て「金太郎飴SC」が、まち全体の様相をどん どん変えていきます。中心市街地の商店街は「空 き店舗」が増加し、軒並みシャッター通りなど と揶揄されだしたのです。私はこの危機感を座 視できず、日本各地の商店街を中心に調査を開 始しました。「中心市街地活性化」のお手伝い やデータ分析を通じて、「まちづくりはひとづ くり」の重要性を痛感しました。

でもその間に、地方を中心に人口減少と高齢 化がどんどん進んでゆきます。若い人たちと老 人たちの購買力には雲泥の開きがあります。で すから空き店舗の増加も加速化し、中心市街地 の商店街の衰退は一層進みます。そこで政府は 2014年に「中心市街地活性化法」を再度改正し、 都市機能の拡散は地域社会を混乱させるので、 市街地の整備改善によって「コンパクトシティー (百貨店などの大型店舗も含めて、中心市街地 に多機能な衣食住サービスを凝縮した空間を作 る) 構築に向けて誘導したい。その為思い切っ た規制緩和と民間投資を募るとともに、多様な 民間主体が参画する「中心市街地活性化協議会」 の法制化という方針も明確にしました。ところ が、以前から総務省や財務省など予算を査定す る側に中心市街地活性化には税金をつぎ込んで

も「何の効果も出ない」という声がありました。 この声に対して、経済産業省や国土交通省など 促進したい側は防戦に大わらわになります。そ うこうしているうちに、地方の活力を取り戻し たいという政治からの声も次第に強くなりま

双方のせめぎあいの結果として、地方版アベ ノミクスの金看板として「地方創生」が打ち出 されたのがきっかけとなり、権限が強化された 内閣府・内閣官房を中心に「地域活性化」策の 一本としてまとめられることになりました。そ して、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」 に基づいて第2期「まち・ひと・しごと創生総 合戦略 | にも「中心市街地活性化 | の主要部分 が本格的に組み込まれることになりました。

さて「中心市街地活性化」をめぐる政策の流 れをざっと見てきましたが、では、「政策効果 があったのかどうかし。それをデータで検証す るのが今回の目的です。

3. 「中心市街地活性化基本計画 | 認定状況

中心市街地活性化法が改正されてからの基本 計画策定と認定を受けた市町数を、人口5区分 に分けて傾向を図1で見てみましょう。東京都 では八王子市、青梅市、府中市の3市が含まれ ます。全国の趨勢をみると、法改正の模様見と 準備期間を経て二年後の2008年の認定数が最も 多く27%でピークを迎えますが、その後認定さ れる数は次第に減少してゆきます。危機感をお 持ちの商店街の皆さんも申請する行政も大変な 労力とお金をかけないといけないのですが、そ の割には効果がどうなのかと思い始めたのかも しれません。

さて、10万から30万人規模のまちでの認定が 全体の40%弱で占め群を抜いています。これは、 都道府県のナンバー2のまちの危機感を反映し ているのでしょうか。全国いたるところのまち で「若者がいなくなった」という声が聞かれま す。若者の減少に合わせて、まちの賑わいも購 買力も着実に失われてゆきます。さらにモータ リゼーションの進展で、都道府県のナンバー1